



# 鳥取県公報

平成 26 年 9 月 9 日 (火)  
第 8 6 3 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	災害対策基本法による指定地方公共機関の指定 (660) (危機管理政策課) . . . . . 2
	災害対策基本法による指定地方公共機関の指定の解除 (661) (〃) . . . . . 2
	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による指定地方公共機関 の指定 (662) (危機対策・情報課) . . . . . 2
	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による指定地方公共機関 の指定の解除 (663) (〃) . . . . . 2
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (664) (東部振興課) . . . . . 3
	保安林の指定の解除予定 (665) (森林づくり推進課) . . . . . 3
	地びき網漁業に係る許可の申請期間 (666) (水産課) . . . . . 3
	砂利採取法による採取計画の変更認可の公表 (667) (鳥取県土整備事務所) . . . . . 4
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (17) . . . . . 4
◇ 公 告	警備業法に基づく検定の実施 (2 件) (警察本部生活安全企画課) . . . . . 4
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) . . . . . 7
◇ 雑 報	河川法による工作物の除却及び保管 (河川課) . . . . . 8

# 告 示

**鳥取県告示第660号**

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第6号の規定により、次の法人を指定地方公共機関に指定したので、告示する。

平成26年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所
鳥取県農業協同組合中央会	鳥取市末広温泉町723

**鳥取県告示第661号**

次の指定地方公共機関に対する災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第6号の規定による指定を解除したので、告示する。

平成26年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所
全国農業協同組合連合会鳥取県本部	鳥取市末広温泉町724

**鳥取県告示第662号**

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第2項の規定により、次の法人を指定地方公共機関に指定したので、告示する。

平成26年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所
鳥取県農業協同組合中央会	鳥取市末広温泉町723

**鳥取県告示第663号**

次の指定地方公共機関に対する武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第2項の規定による指定を解除したので、告示する。

平成26年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所
因伯通運株式会社	鳥取市南栄町11

全国農業協同組合連合会鳥取県本部	鳥取市末広温泉町724
一般社団法人鳥取県建設業協会	鳥取市西町二丁目310
一般社団法人鳥取県建築士会	鳥取市商栄町195

**鳥取県告示第664号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成26年11月2日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日  
平成26年9月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人松風
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
芝吹 希代志
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
岩美郡岩美町
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、障害者及び高齢者に対して、生活支援及び社会参加の促進に関する事業等を行い、障害者及び高齢者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

**鳥取県告示第665号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
日野郡日野町久住字川東1072の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する）

**鳥取県告示第666号**

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第9条第2項の規定に基づき、東伯郡北栄町の地域において営まれる地びき網漁業に係る許可の申請期間を平成26年10月1日から同月15日までと定めたので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県告示第667号**

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成26年9月9日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 長 本 敏 澄

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社コウメイ 代表取締役 岡村 直美	鳥取市湖山町西一丁目692	鳥取市湖山町西二丁目440 (1,513平方メートル)	砂(2,929立方メートル)	採取の期間	平成25年8月28日から平成26年8月27日まで	平成25年8月28日から平成26年11月30日まで	平成26年8月11日

**選挙管理委員会告示****鳥取県選挙管理委員会告示第17号**

平成26年第9回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成26年9月9日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成26年9月16日（火） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
  - (1) 県・市町村選挙事務担当者研修会について
  - (2) その他

**公 告**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成26年9月9日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級  
施設警備業務 1級
- 2 実施日時
  - (1) 学科試験  
平成26年12月15日（月）午前9時30分から午前11時まで
  - (2) 実技試験  
平成27年1月19日（月）午前9時30分から午後5時まで
- 3 実施場所  
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員  
30名
- 5 検定の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
    - エ 施設警備業務の管理に関すること。
    - オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
    - イ 施設警備業務の管理に関すること。
    - ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格  
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当する者であること。
  - (1) 施設警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
  - (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 7 検定申請書の受付期間  
平成26年11月10日（月）から同月14日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで
- 8 検定申請書の提出先等  
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。  
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
  - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
  - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等  
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
  - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
  - (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメ

ートルの大ききで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉

- (4) 6の(1)に該当する者は、そのことを疎明する書面
- (5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し

#### 10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

#### 11 その他

- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成26年9月9日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

#### 1 検定に係る警備業務の種別及び級

施設警備業務 2級

#### 2 実施日時

##### (1) 学科試験

平成26年12月15日（月）午前9時30分から午前11時まで

##### (2) 実技試験

平成27年1月20日（火）午前9時30分から午後5時まで

#### 3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

#### 4 受検定員

30名

#### 5 検定の内容

##### (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### (2) 実技試験

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### 6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

#### 7 検定申請書の受付期間

平成26年11月10日（月）から同月14日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで

#### 8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

#### 9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

#### 10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

#### 11 その他

- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成26年9月9日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

#### 1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

#### 2 開催の日時、場所等

##### (1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成26年10月12日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市宮射撃場	トラップ射撃	7 $\frac{1}{2}$ 号の散弾	6人
平成26年10月14日 午前9時から正午 まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
平成26年10月14日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃
平成26年10月27日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃

## (2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成26年10月7日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	大口径ライフル 銃等射撃	大口径ライフル 銃等に適合する 実包	2人
平成26年10月7日 午前10時から午後 3時まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	〃	〃	6人
平成26年10月14日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	〃	〃	2人
平成26年10月21日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成26年10月28日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃

## 3 講習科目

## (1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

## (2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,300円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

## 6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

## 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

---

**雑 報**



河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定に基づき、河川区域内に放置されていた工作物を除却し、及び保管したので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

平成26年9月9日

国土交通省中国地方整備局長 尾 藤 勇

- 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量  
小型船 白色及び青色 エンジンなし 1隻
- 2 当該工作物が放置されていた場所  
一級河川天神川水系天神川 東伯郡北栄町江北地先 堤防上（新天神橋下流）
- 3 当該工作物を除却した日時  
平成26年8月21日 午前9時30分
- 4 保管を開始した日時  
平成26年8月21日 午前9時37分
- 5 保管の期限  
平成27年2月21日
- 6 保管の場所  
倉吉市福庭町一丁目18 国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所敷地内
- 7 費用負担  
当該工作物の除却、保管及び返還等に要する費用は、当該工作物を放置した者又はその所有者の負担とする。
- 8 実施機関及び問合せ先  
国土交通省倉吉河川国道事務所 河川管理課  
電話 0858-26-6221